

岩手県告示第322号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年4月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 岩手基礎工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市流通センター1番34号
 - ウ 代表者の氏名 三田利雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-3）第4716号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年4月11日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年4月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社大建
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字田中島47番地5
 - ウ 代表者の氏名 中村淳一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第7325号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年4月1日付けで土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年4月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 ダイア工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市藤沢21地割118番地
 - ウ 代表者の氏名 高橋盛夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第8207号
 - (3) 処分の内容 電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年4月11日付けで電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年3月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 一関造園
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市巖美町字南滝ノ沢21番地6
 - ウ 代表者の氏名 佐藤利喜
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第8889号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年3月24日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和4年4月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社東北ネット工業

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢佐倉河字西館145番地1

ウ 代表者の氏名 高橋宇宙

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第8960号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年4月5日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和4年4月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社巖美電設

イ 主たる営業所の所在地 一関市巖美町字岡山15番地1

ウ 代表者の氏名 佐藤一之

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第10081号

(3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年4月7日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和4年3月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社千の蔵

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字中井沢10番地4

ウ 代表者の氏名 千葉圭悦

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第90077号

(3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年3月30日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。